

東京合同法律事務所

東京合同法律資団

東京都港区赤坂2丁目2番21号
永田町法曹ビル

TEL03(3586)3651 FAX03(3505)3976
https://www.tokyo-godo.com/

東京合同法律事務所 ニュース



新年明けまして おめでとーぶげんます

ているように感じます。新しい世代の人と決意した弁護士たちが集まり、額に汗して働く人びとの要請にこたえるべく創設されたのがこの事務所でした。これからは事務所の理念を忘れることなく、皆さまひとりのひとりの人生を護りながら、平和で民主的な社会を実現すべく、所員一同全力を尽くす所存です。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



震により、年前、夫婦でめぐった多くの方々が被害を受けました。朝市の賑わい、のんびりと暮らしていた保護猫さんたちの姿が思い起こされ、胸が締め付けられます。地震とそれ限って見ても、東日本大地震とそれに続く原発事故や世界中で猛威を振るったコロナ禍な

二〇二五年の新たな幕開けとなりました。昨年、能登半島を襲った地震により、街自体が灰燼と化し、見る影もなくなった様子が映像で流れました。数

で、多くの方々が生活もままならない状態におかれてきました。普段どおり日常生活をおくってきた人たちが、ある日突然不意の出来事で生活が壊され、将来に展望が持たなくなってしまう。それを「不運」や「自己責任」の一言で済ませる風潮が、残念ながらこの日本でも広がってき

法律相談

Q 私には配偶者も子もなく、私が今後亡くなった場合の相続人は、疎遠になっている甥と姪だけです。甥と姪に面倒を掛けたくないのですが、どうしたらいいのでしょうか？

弁護士 緒方 蘭



1 死後事務

委任契約

生前に、死後事務委任契約を締結しておくこと、亡くなられた後の支払や手続を委任することが出来ます。委任者(任せる相手)は、弁護士でも構いません。

2 エンディングノート

もし、死後事務委任契約の締結までは不要な場合でも、エンディングノートに必要なことを書いておくと、周

3 なお、所有する不動産を自分の死後に売

る場合は遺言書の問題になります。ご自身が亡くなった後のことを考えるのは気が重いです。ぜひ一度、弁護士に相談していただければと思います。



冬季休業および営業時間変更のお知らせ

下記の期間は、冬季休業として事務所を閉めさせていただきます。

2024年12月28日～2025年1月5日まで

また新年(2025年)より、平日の営業時間が午前9時30分から午後6時まで、となります。

土曜日はこれまで同様、午前9時45分から午後4時までです。

一 袴田事件死刑再審無罪判決に思う

弁護士 荒井新二



左が西嶋勝彦弁護士、右が袴田慶さんの姉ひで子さん（日本国民救援会提供）

袴田事件弁護とわが事務所

昨年、少数ない朗報に袴田事件の再審無罪判決（9月26日）とその確定があった。袴田氏は、逮捕されて58年、晴れて無罪確定の日には88歳となっていた。長くて苛烈なこの刑事裁判は、再審制度の改善と死刑廃止のふたつの重要性を日本社会に知らせるものだが、実はわが法律事務所とも深い関わりがある。

西嶋勝彦さんと上田誠吉さん

袴田事件弁護団長の西嶋勝彦さんは、弁護士になられて35年間東京合同に在籍され（1998年にお茶の水合同法律事務所に移籍）、昨年1月に他界

された（享年82歳）。朝日新聞（3・14付）は「最後まで法廷に」

「（再審）弁護団に入り30年余」と大きく報道し、呼吸器を付けた車椅子で法廷に向かう写真をのせた。5年下の私には兄弟子のような存在であった。天国で無罪確定の報に西嶋さんはあの人懐っこい笑顔を見せただろう。

袴田事件では、旧所属員・上田誠吉弁護士も再審前の原審2審以降の弁護人を勤めた。当時の証拠開示されない中で有罪となったが、福地明人弁護士ら修習21期の若手達（当時）と深夜まで弁護を検討していた。

上田さんは後年、再審では従前の弁護人に気を遣わずに記録を批判的に吟味せよ、と述べ袴田再審弁護には加わらなかった。西嶋さんはえん罪弁護（特に再審）をライフワークにされたが、上田さんに誘われた「八海事件」がその最初である。だからこそ言いつべきか、事務所においてお二人とも袴田事件について話し合うということにはなかった。

死刑制度を汚損した袴田事件

袴田事件では、再審制度の課題が可視化されたが、ここでは他方の死刑問題を短く論じたい。判決では、最重要証拠の5点の衣類について、捜査機関による「捏造」と認定した。この証拠は確定審で自白調書が検察官作成自白調書一通（今回これも証拠排除された）を除き、すべて証拠にたえないとして却下された後、公判開始一年経って提出された経緯上、証拠が希薄で公判維持が困難であること

を危惧した捜査・検察側が強引に有罪を持ち込むべく工作した「捏造」であった、としか考えられない。読者の皆さんに想像して貰いたい。捏造者は、有罪となれば、「一家4人殺し」に当然死刑判決（リリントン・プレイス）という映画にもなっている。その後、真相が判明し英国国民の司法への失望・憤激を呼んだ結果、1949年に死刑制度の廃止に至ったと言われている。今日袴田事件を教訓に死刑制度の廃止に向けての論議を深めていくときであると思う。

アスベスト訴訟

〜屋外作業員の訴えについて〜

私は現在弁護団に入団し、アスベスト訴訟活動をしています。アスベスト訴訟は、日本でも長らく使用されてきたアスベスト建材による肺疾患で被害を被った建築作業員の方々の損害につき、国や建材製造メーカーに対して訴えるものです。既に1900年代中盤以降からアスベストの危険性が世界的に問題となっていたにも関わらず、国や建材メーカーが建築作業員の方

々に対しても、防じんマスクの着用や除じん装置の電動のこぎり使用等十分な注意喚起を行わなかったことによる肺疾患で被害を被った建築作業員の方々の損害につき、国や建材メーカーによる注意喚起違反義務は、訴訟においても認められてはいるのですが、それは屋内で作業していた作業員に対する注意喚起義務についてであり、屋外で作業していた作業員については認められていない状況です。また屋外作業員の方でも、屋内で作業することがあったり、屋外でも閉鎖的な空間で作業することがあった場合、作業態様を立証することで賠償が認められやすくなります。そのため、屋外作業員の方々にも是非訴訟に参加していただければと思います。弁護士 渥美木理

在日米軍司令部の都心移転はゆるぎない



米軍横田基地にある在日米軍司令部を都心に移転する案が検討されていることを、2024年11月12日付米軍機関紙・星条旗新聞が報じました。日米両政府が進める日米指揮統制強化の一環であり、移転先として、港区六本木にある米陸軍基地「赤坂プレスセンター」が想定されています。

米軍司令部は、長年この基地の撤去を求めてきた「麻布米軍ヘリ基地撤去実行委員会」にも参加し、住民訴訟等にも取り組むなど地域の人々と一緒に運動に関わってきた歴史があります。都心の真ん中に存在する米軍基地を、これまで以上に危険な状態にすることはゆるぎありません。（事務局 宮内鶴代）

右往左往

事務所主催の講演会 大盛況 東京合同法律事務所は、6月15日、講演会『なぜ終わらない？「政治と力ネ」〜スクープの裏側〜』を主催。事務所ニュースの読者をはじめ大勢が参加しました。

六本木ヒルズから撮影した赤坂プレスセンター（麻布米軍ヘリ基地撤去実行委員会提供）

すべ隣に都立公園、美術館等があり、住宅の拡張につながるおそ